

第21回まちづくり懇談会議事録

第21回 市川市行徳臨海部まちづくり懇談会 議事内容

日時：平成19年7月25日(水)18時30分～21時

会場：行徳文化ホールI & I 大会議室

出席者：西村座長(東京大学教授) 風呂田委員(東邦大学教授)  
熊川委員(行徳地区自治会連合会) 歌代委員(南行徳地区自治会連合会)  
安達委員(三番瀬環境市民センター) 丹藤委員(行徳まちづくりの会)  
東委員(行徳野鳥観察舎友の会) 藤原委員(行徳漁業協同組合)  
及川委員(南行徳漁業協同組合) 富田委員(市川市塩浜協議会まちづくり委員会)  
高根委員(市川青年会議所) 木下委員(都市再生機構)  
川口委員(市川市民)

事務局(市川市 行徳支所 田草川支所長、横谷次長、行徳臨海対策課 東條課長、山口主幹、高野副主幹、経済部 農水産課 森川課長)

<開会>

事務局(山口)

定刻を少し過ぎました。丹藤委員はお見えになっていませんが時間も限られておりますので、ただ今から第21回市川市行徳臨海部まちづくり懇談会を始めさせていただきます。私、事務局を務めさせていただきます行徳臨海対策課の山口と申します。よろしく申し上げます。本日は平出委員と佐野委員が所用のため欠席するとご連絡をいただいております。また、富田委員、東委員が少し遅れるとの連絡をいただいております。

それでは議事に入ります前に、お手元にお配りしてある資料の確認をさせていただきます。第21回市川市行徳臨海部まちづくり懇談会レジュメでございますが、これが一綴りになっておりまして、最後のページが12ページとなっております。その他に市川市行徳臨海部基本構想、この青い冊子でございます。その他にA4の2枚のペーパーが用意してございますが、これにつきましてはその他で紹介いたします。資料の不足がございますでしょうか。ないようでしたら議事の進行を西村座長にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

西村座長

どうも久しぶりでございます。今日は議題と報告事項があるのですけれど、議題に関しては今日皆様のご承認を得たいということであり、それでは入ります前に、今日新しい委員の方がいらっしゃるので、ご紹介と一言ご挨拶をお願いします。都市再生機構の田中委員の後任の木下篤則委員。

木下委員

6月1日に千葉地域支社に着任しました木下篤則と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

西村座長

それと市川青年会議所の田中幸太郎委員の後任の高根英樹委員です。

## 第21回まちづくり懇談会議事録

高根委員

こんにちは。私、社団法人市川青年会議所より今回、田中幸太郎君の次のかたちで出向させていただいております高根英樹と申します。今回、実は私が2000年に市川青年会議所に入りまして、初めて係わった事業が第2回の三番瀬クリーンアップ作戦がはじめて出た事業です。なにか因縁があるのかもかもしれませんが、どうかよろしくお願ひいたします。

西村座長

それと公募の委員の川口勲委員です。

川口委員

川口です。どうぞよろしくお願ひします。私は市川市民になって約40年、その前は浦安の漁業者、漁師ですね、簡単にいえば、漁師の倅として生まれて、浦安の三番瀬、浦安の海をずっと見続けてきました。ながらく市川市の行政やなんかに興味をもって12年経つのですが、つい先ほどまで三番瀬の再生会議の公募委員として2年やってきまして、護岸検討委員会の委員も務めさせていただいて、しばらく外野から客観的に三番瀬問題をながめようと思ってたんですが、この度公募委員にさせていただいて、また少し何かお手伝いできることがあったらと思ひました。よろしくお願ひします。

西村座長

よろしくお願ひします。それでは、新任の方が三人いらっしゃるということで、今までの委員の方も名簿順にご紹介したいと思ひます。上からいきましょ。私が最初ですか。東大の西村です。よろしくお願ひします。次に東邦大学の風呂田先生。

風呂田委員

風呂田です。よろしくお願ひします。

西村座長

行徳地区自治会連合会会長、熊川委員。

熊川委員

どうも熊川です。

西村座長

南行徳の歌代委員。

歌代委員

歌代です。よろしくどうぞ。

西村座長

佐野さんは今日欠席ですね。三番瀬環境市民センターの安達委員。

安達委員

安達です。よろしくお願ひします。

西村座長

丹藤さんも遅れる、東さんも遅れるとの事です。それから市川市の行徳漁協の藤原委員。

藤原委員

藤原です。よろしくお願ひします。

西村座長

南行徳漁協の及川さん。

## 第21回まちづくり懇談会議事録

及川委員

及川です。よろしくお願いします。

西村座長

富田さんも少し遅れるとのことですね。ということでもあります。さて、それでは事務局の方も今回、こちら（行徳支所）に移ったということで、新しくなったということですね。

事務局（田草川）

行徳支所長の田草川でございます。今年度から行徳臨海対策課がそのまま行徳支所に来て、身近なところで取り組もうとなったものですから、また皆さんのお世話になるようになりました。よろしくお願いいたします。

事務局（横谷）

行徳支所の次長の横谷でございます。行徳支所長ともどもしっかりと皆さんと共に頑張っていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局（東條）

行徳臨海対策課長の東條でございます。二年目に突入いたしました。去年は何もわからずこの業務に取り組んでまいりまして、今思うとだいぶ白髪が増えたなという感じでございます。引き続きよろしくお願いいたします。以上です。

西村座長

それでは議題に入りたいと思います。まず1番目、行徳臨海部基本構想の一部見直しについてお願いします。

### （1）行徳臨海部基本構想の一部見直しについて

事務局（山口）

それでは議題（1）について、ご説明させていただきます。お手元の冊子の行徳臨海部基本構想の9ページをご覧ください。よろしいでしょうか。この海と海浜部の基本方針図でございますが、市川漁港につきましては、塩浜一丁目護岸の市川航路方面に配置したゾーンに設定しております。市川漁港の改修位置につきましては、前回、第20回でございますが、懇談会で農水産課の森川課長からご説明をいただきました。前回の内容を整理しますと、市川漁港につきましては完成後35年以上が経過し、老朽化が著しいこと、また市川二期埋立事業を前提とした暫定的な構造であり、狭隘で漁業者が使いづらいこと、また防波堤、鋼矢板護岸が老朽化により台風や地震等の自然災害に対して安全性を確保するのが非常に難しいなどあげられ、早急な改修に着手する必要があるとの事でした。そこで平成18年度の委託の中で漁業者の意向、経済性、安全性並びに事業の早期実現性を検討した結果、現漁港区域内での改修を図る方針が望ましいとの報告をいただきました。本日、森川課長に出席いただいておりますので、その後の経過について報告をいただきたいと思っております。森川課長、お願いします。

農水産課（森川）

農水産課長の森川でございます。前回、第20回の際にご説明させていただきました。その後の経過ということでまた説明させていただきます。座って説明させていただきます。よろしくお願いいたします。今事務局の方から第20回、これは平成18年12月19日第20回行市川市徳臨海部まちづくり懇談会という席で、私どもが市川漁港の整備に際しまして、候補地5箇所を挙げまして、その最適な場所ということで現漁港区域で整備をしていきたいということをご説明させていただきました。皆さまの意見を伺った中で、市の決定事項としまして、まず、1月10日に、申し訳ありません、レジュメの1ページの1-1の資料をご覧くださいと思います。平成19年1月10日に市の行政経営会議の方に報告いたしまして、その後1月15日に庁議を経まして、市川市としまして現漁港区域での市川漁港の整備をすすめるということを決断させていただいております。これにつきましては皆様の意見を反映するという事の中で、今後規模等について検討していくということになっております。規模のほうの作業の内容でございますけれども、まず平面計画の策定に当たっての基本的な方針としましては、環境への配慮としまして、施設整備による三番瀬への影響を考慮して極力沖合いに展開しない。あと事業の早期実現性として、現状の漁業活動の改善、早期開始を目指し、手続等の期間をできるだけ短縮を図れる、ということで現漁港区域での整備を進めにかかる。あと申し訳ございません。レジュメのほうに誤字がございまして、プレジャーボートという表現がちょっと間違っていて、ジのあとに小さいヤが申し訳ございませんがに入れていただきたいと思っております。プレジャーボートの不法係留対策としまして、河川等におけるプレジャーボートの不法係留対策を考えて、その分についてのポートパークを漁港に隣接して検討しよう。

#### 第21回まちづくり懇談会議事録

次に、市民が海に親しめる施設、市民が海と触れ合う機会を創出すると共に、漁業活動と身近に接することにより、地場産業である漁業への理解を高めてもらうというような基本方針をもとに、規模等を決定していきたいと。前回、懇談会でいただいた意見の中に、直売所や食事ができるようなレストラン、あと公共埠頭の将来的な活用についてもその中で将来残してほしいというようなご意見をいただいております。今回漁港の整備につきましても直売所やレストラン等もふまえたかたちの規模、また施設配置を考えていきたいと思っております。

今後の予定でございますが、今現在、規模について検討しておりまして、この規模を、10月をめどに決定しようとして、決定後に来年度予算、平成20年度予算に反映していきたいという風に考えております。出来るだけ早い時期に着工をということで考えているのですが、関係する手続等をふまえますと平成23年度からの着手になるのではないかなというように予定で考えております。以上でございます。

事務局（山口）

はい。どうもありがとうございました。ただいま森川課長より市川漁港の改修位置が市として正式に決定したと報告を受けました。そこでまた先ほどの基本構想9ページに戻っていただきますが、市の漁港整備位置について方針が確定しましたので、基本構想のゾーニングにつきましても、この機会に見直しを図りたいと考えております。見直し案として次ページになりますが、2ページ、資料1-2を用意しております。見直し案については、漁港の位置を平行移動したかたちになっておりますが、一応この基本構想については懇談会の皆様にご協力をいただいでつくり上げたものでございますので、この市川漁港の改修位置とか基本構想の見直しについて、皆様のご意見をお願いしたいと思っております。

西村座長

はい。ありがとうございます。ということで基本構想の見直しに関してご意見をということです。

風呂田委員

ポートパークってというのは何なのでしょう？

農水産課（森川）

名前はポートパークって、私説明したのですが、不法係留のレジャー船を収容する施設ということで理解していただきたいと思っております。

風呂田委員

プレジャーボート、要するにマリーナですね、どれくらいの規模なのかということと、プレジャーボートの不法係留対策で、マリーナを設立することで解消するのかどうか、それから漁港対策はもちろわかるのですが、マリーナをここに造らなきゃいけない理由というのはどういうところからきたのか。ちょっと唐突な感じがするんですけど、むしろ三番瀬は、非常に浅い海域で素人の方が入るとよく座礁もするくらいなところで、むしろマリーナの適地としてはなっていないと思っていたんですけど、いかがでしょうか。

西村座長

どうぞ。

農水産課（森川）

現在市川市内で不法係留されているプレジャーボートが約80隻ございます。その対策としまして、船橋市等で港湾区域に係留施設をつくっているのですが、まだ残念ながら市川市内にはそういう係留施設がないという状況の中で、今回漁港の整備とあわせて、できるものであれば不法係留されているプレジャーボートに対してもなんとか集約しまして、不法係留をなくしたいということで考えました。今考えているのは、一応80隻ということで考えているんですが、ただ規模についてはこれからもうちょっと練った中で、それが60になるのか、100になるのか、もうちょっと練った中で、数字が後で示されると思っております。

風呂田委員

三番瀬の計画のときにもその議論が一部ありまして、プレジャーボートをとめなきゃいけない、それはまだ、埋立計画がまだあったころの話なのですけれど。不法係留を解決するためにマリーナを作るということ自体が、非常に根拠がないって言うのですか。非常に矛盾している。なぜかという、駐車違反をしないと駐車場がもらえない。それはしかも行政がお金をだしてやるということは、不法係留をすればそのうちにマリーナを使えるよという権利をうむわけですね。そういうことを行政が行うこと自体が、社会的な同意が得られるのでしょうか。

農水産課（森川）

まず不法係留対策の中で、現河川等にあるやつを一掃するという際に、当然受皿が必要でないかという風

第21回まちづくり懇談会議事録

には考えております。その分もあわせて、漁港の中で整備できればと。現在、漁港施設の中に若干のプレジャーボートがございます。そういうものはいずれ、漁船とプレジャーと分けなければならないということも考えております。ですから、そういう面も含めて今回、漁船とプレジャーの住み分けというか、そういうある程度仕分けをするためにも、そういうものをつくっていかうということでも考えました。

風呂田委員

漁港内にプレジャーボートがあるってということは、私たちはどういうことかなかなか理解は難しいのですが、少なくとも不法係留対策としてマリーナをつくるということは、違反者に対するサービス行為ですよ。ですから、例えば私たちみたいな一般の人が、マリーナに入りたいという場合には優先権が下がるわけですね。不法係留してなければ、新規になりますから。そういうところに公共的な空間を提供して、なおかつ税金を使うということ自体のロジックが、非常に矛盾していると思うのですよ。この問題どこでもおこっているんですけども、不法係留対策と言いつつ実は不法係留者を助長しているという。それは例えば幕張にもあいう浜田川のところにも不法係留たくさんありますけども、皆さんそれを狙って、まあそう言っちゃ皆さん怒られるかもしれませんが、そのこと自体に対する行政の対応の矛盾というもの、一般市民からみれば、特に私なんか船が好きですから。とめたいと思っても、マリーナというのはものすごく競争が高いし、なかなか入れない。ですから違反行為をしなければサービスを受けられないということ、行政が自ら行ってしまおうということは大きな問題があると思っております。

歌代委員

はい。

西村座長

はい、歌代さん。

歌代委員

私はふってわいたような、こう出てきたのでちょっと、面食らっておりますが、この件は漁業者の方はある程度ご存知なんでしょうか。この漁港のそばにつくるという案については。

及川委員

行徳（漁業協同組合）さんの漁港に関しては、現状は狭いですが、うちの方の漁港の場合は、昭和50年に組合員を整理して、組合員が持っていた海苔作業用のボートを必要なくなったので、友達に売却等をしたわけですね。その船は、もともとは海苔の作業船だったわけです。それを自分は使わないから、年とって使えないから、じゃあ他の人に使っていいよって感じにしていたのが、まあその倅さんやなんかになると、その辺がモーターボートの小さいのに変わったりすることで、プレジャーボートと言われればそうなんです。組合の考え方としては基本的には、もともとは組合員が持っていた船なんです。と、進んでくると。だから、新しい漁港が整備される段階で、組合としては市川市と話し、どういった形がいいか、まあ確かに実際、船がついてるのは事実ですから、その船をどこか行けというわけにはいかないでしょうから、これからの相談になると思います。我々としてはその程度です。

歌代委員

ですから私なんか、漁港につくる時に遊船、釣り船とかそういうものの話はでたけど、プレジャーボートって言う話は、全然出てなかったという風に理解しているのですけど。ですから、プレジャーボートの係留する場所、他には考えたことがなかったのかどうか。

西村座長

いかがでしょうか。

農水産課（森川）

まず漁港区域外でのプレジャーボートの係留施設も、可能性はあるだろうという中で、今回漁港のなかでも、そういう整備手法としまして、プレジャーボートの対策を講じた施設が可能だということから説明しましたように、現漁港のなかでの、船舶を分離するうえでもそういうものをつくっていかう。私先ほど、プレジャーボート対策ということで説明しておりますが、必ずしも新規の方とか、そういうものを排除した施設ではなく、現状としてプレジャーボートがあっちこちに係留している中で、新たに新規も含めて、プレジャーボートがとめられるような施設も、漁港の中の整備の一体として整備してもいいんじゃないかというように検討して、今回そういう風なことで考えたわけでございます。

風呂田委員

別にあげあしをとるつもりじゃないのですけども、この三番瀬エリア全体は漁業と自然環境、それを使

#### 第21回まちづくり懇談会議事録

った環境学習、それから地域の自然との接点として使っていこうっていうのが、大構想ですよ。プレジャーボートがそういう構想にあうのかどうか、その検討は全然していないし、おそらくは逆だと思うのですよ。プレジャーボートで三番瀬を走り回ること自体が、むしろそういうことに逆行する行為じゃないかと。もし、漁業者の方が遊船とか含めて、やはり漁船登録していない船も必要であるということは良く分かります。それは問題ないと思うのですが、不法係留対策というのははっきり言えば、違反者に対するサービス。それからプレジャーボートの方をこういう場所で使ってもらおうということは、三番瀬にそういう船を走ってもらおうという構想になると思うのです。

ですから、ここで今まで議論してきたことと、まったく違う分野からいきなりでてきたものと、それはみんなだまちをつくっていかうとする時に、非常にアブノーマルな人たちで、既得権益誘導、しかもそれは違法行為者に対する既得権益になってしまう。そういうことをこういうまちづくり懇談会で行うこと自体が、こういう懇談会そのものの自殺行為じゃないかと思えます。だから、本当に考えるのであれば、プレジャーボートというものがここにあったほうがいいのかっていうことも議論しなくてはいけないし、そういう不法係留の方を優先的にやるような施策を、ここで議論させるということは、私たちにとってはものすごくつらい決断をせまるという、しかも先ほどいった承認事項であると。まあここには決定権はありませんから、確認はあるかとは思いますが、あまりにも唐突で、あまりにも理論性がない、市民から見たときには、弁解のしようがないような課題だと思えます。

及川委員

ちょっといいですか。

西村座長

はい、どうぞ。及川さん。

及川委員

なんかマリーナみたいな説明になりましたけど、今、実際係留しているプレジャーボートは、そういう高級なのは、ほんの1、2艘で、高級なのっていうのは変ですけど、キャビン付きなのは1、2艘ありますけど、それも小さい、6メートルくらいのですから。ほんとのマリーナで走り回るとか、そういう感じとはちょっと違う船の種類なんですよ。だからこの海域は走り回る場所ありませんし、当然他のマリーナみたくこの地域で走り回るといことは、それは場所を移動しますから当然走り回りはしますが、普通のマリーナのイメージとは別に考えないと。ただプレジャーボートがとまっているからだめだとか、そういうことではなくて、やっぱり現状はその人たちも猫実川やそこら辺で遊んでるわけですよ。だからそういうのはちょっと広い目で考えたほうがいいんじゃないかと思えますが。

事務局(田草川)

まず1つ目は、不法係留対策で、今不法係留しているものがそのまま入るということではまずありません。それは当然、きちんと適正にルールを決めて利用していただくという意味ですので、不法係留はきちんと排除する。きちんと利用していただくためにこういうものも用意していこうというのが1つです。それとやっぱり目的はあの中をぐるぐる遊びまわる、三番瀬の中を走り回るといようなものではないようにしたいと思っています。それと3つ目は、もともと漁港ということだったのですけれども、やっぱりいろいろ議論していく中で、本当に純粋な漁港だけっていうんじゃないかと、やっぱり市民もなんか利用できる、参加できるというようなものも一部あっていいんじゃないかと。やっぱり市民の税金である程度整備していくこととなりますから、将来のことを考えると、なんか海に親しめるというなかの一つとして、そういう場所も少しあっていいんじゃないかということだったんですね。そのルールとか規模だとか数だとかですね、位置だとかその辺はまだこれからなのですけれども、その辺は十分気をつけてやりたいと思っているんですけども、市民が利用できる部分も用意していこうというのが、基本的な考え方でした。

藤原委員

すみません。ちょっといいですか。

西村座長

はい、藤原さん。

藤原委員

すみません、森川さん。南行徳さんに入っている船は80杯ですか？

農水産課(森川)

南行徳さんは30数隻ですね。

## 第21回まちづくり懇談会議事録

藤原委員

あそこにはいつている船は、昔からもともと漁船だった船だから、あれはよそにどかすわけにはいかないですよ。そういうところがなかなか難しいところで、昔漁師さんが使ってた桟橋も通って、船着場をもとに変わったので、そういうのも配慮しないと、いろいろ問題がおきると思いますけどね。でも後の50杯はよそからもってくるということになると、それが問題じゃないかと思うんですけどね。現在係留してあるのはそのまま係留してもらって、あとはあそこへ新しい漁港をつくってプレジャーボートをもってくると、またいろいろ船が入ってきちゃうので、そういうところを考えたほうがいいんじゃないかな。よろしく願います。

西村座長

はい、どうぞ。川口さん。

川口委員

私、江ノ島でヨットをもっていて、長年やってきてたんですけども、ちょうどこの漁港、資料2のA3のカラーを見ると、三番瀬親水の拠点っていうのと、漁港がちょっと離れているんですけど、今のプレジャーボートのハーバーをつくるとなると、やっぱり僕は風呂田委員の危惧に相当同調、ほとんど同意見なんですけれど、やはり不法係留の人に優先権を与えるようなことになるのと、江ノ島でもですね、漁港があって、ハーバーがあって海水浴場があるんですね。江ノ島の海水浴場は全国的に有名な所です。これ夏場になると、しょっちゅう漁船と、技術のおぼつかないヨットマンと、海水浴客がしょっちゅうトラブルになっています。ですから、外国へ行っても漁港とヨットハーバーが近接して親水性をもたせているところがたくさんあります。この点は南行徳の組合の人に、漁港と親水性の問題はどの程度保つかということが、やっぱりこれからのテーマになっていくと思いますが、いずれにしても今、支所長が言ったようにきちっとやるっていうのもですね、不法係留したりボートをやっている人の中にはマナーの悪い人や技術の無い人がおります。ですから、こういうところで、どこの位置にするかっていうのは、やっぱり相当慎重に議論しないと。江ノ島では毎シーズン事故が起こっているんですよ。漁船とヨットマンとのトラブルもしょっちゅうありますね。ですから、将来市川市としてはここに干潟をつくって、潮干狩りなんかできるっていうと、本当に不届きなヨットマンが、傍若無人に走り回るなんて光景が予想されます。ですからその点でやっぱり配慮が必要かなという風に感じます。

西村座長

他にになにか。わたしはちょっと質問です。これは具体的には登録をしたり審査したりするのですか？それとここではお金をとったりすることになるのですか？その辺具体的なイメージをもう少し説明してください。

農水産課（森川）

マリナー部分については当然利用料を設定して、それで料金をいただくということは考えています。

西村座長

じゃあ誰がどこにとまるっていうことも決めてということですか？

農水産課（森川）

とめる際には利用許可みたいなかたちでとりまして、許可証みたいなものをだしまして、当然決められた場所に誰々がとめるという、車庫証明じゃないですけども、そういうかたちのものを持っていく必要はあると思っています。

風呂田委員

私はあくまでも漁港ということで、組合さんが管理するという風に思っていたんですけど、そうではなくて本当のマリナー的に、また別途、行政が管理する空間をつくると、そういうことでしょうか。

農水産課（森川）

先程言いましたように、漁港区域の中に漁船、漁業者のための漁港施設。それとそれに隣接して漁船以外の船舶が係留できる施設。行政が当然、全部管理者になるわけなんですけど、当然管理する上では、マリナー部分について、漁協さんのほうに管理委託とかそういうことでは可能性はあると思いますが、管理者としては市川市の管理になります。

歌代委員

ちょっと。

第21回まちづくり懇談会議事録

西村座長

はい、どうぞ。

歌代委員

私三番瀬の再生会議の委員になっているんですけどね、これをだすとまた火種がでると思うんですよね。漁港をつくるという大義名分。これはもう一番あれですよ。市川市にとっても、漁業者にとっても推し進めるべきですよね。だけど、ここへマリナー、プレジャーボートを係留するって言ったらまたこんなになりますよ。だからその辺もよく考えて検討していただきたいなと思います。

西村座長

今のお話を私、客観的に伺っていると、藤原さんも及川さんも、どちらかという漁協、漁業者がもとにやって、そこからいろいろになっているから、あまり排除する方向でないようなご意見ですよね。

藤原委員

現在おいてあるのだけね。

西村座長

それ以外に増やさないという状況だったらいいということですか。

歌代委員

漁業に関係しているんだよ、と言っていけばいいわけです。

藤原委員

そうです。

風呂田委員

組合の関係者の、組合の管理する漁港を使ってもらおうということであればそれは、漁業振興というか漁業の組合の活動だと思うのですが、一般の方が普通に使えるようになっているのは、これははっきり言えばマリナーですよね。

及川委員

今の使用状況が漁船が主で、そこに昔の組合員の船がついてると、そういう感じなんですよね。だからそれを確かに歌代さんが言ったように、プレジャーボートってだしちゃうと、もうそっちの話になっちゃいますよね。

歌代委員

だからね、それでもって漁業調査しているんだよ、と言えばもうそれで済んじゃうんですよ。

及川委員

実際今ついでる船の人はほとんどの人が、我々の漁業権の外側、要するに猫実川河口ですよね。あそこら辺で竹筒とか、そういうのを日曜日にやってみたり、そういうほんとの、ボートのプレジャーよりそっちのプレジャーなんですよね。だから元々が組合関係の人たち、だから書き方の問題になってくるんじゃないのかね。

藤原委員

及川さん、漁業者なんかはC Bナンバーはついてないんですよね。

及川委員

C Bはついてない。

藤原委員

漁船登録じゃないんだよね、船はね。

## 第21回まちづくり懇談会議事録

西村座長

さっきの話だとそこだけじゃなくて、いろんなところに不法係留しているのをここに集約しようという話なのですか？

農水産課（森川）

全部をそこに集めようというわけではなくて、不法係留もございまして、今言った漁港内に数十隻あるものをまず漁船と、ちょっと極端な話、漁船と区別をする必要があると。区別したときに、漁船以外の船をどこに係留させるんだといったときに、漁港に隣接したところにそういうものをつくってその船に係留させる。それとあわせて、不法係留もある中で、ここに新規にまた船を利用する人がきて、そこへ係留することの可能性を探る中で、その隻数分だけでなく、多少多めの船に係留施設をつくるという考えなんです。

西村座長

どうですか。その最後のところが問題かもしれないというのですよね。

風呂田委員

ずっと私たちが議論していたのは、干潟とか浅瀬とか湿地とか、いわゆるもともと東京湾のもっている、遠浅の海をどうやって地域で使っていくか、漁業も含めて。そういう議論をしていて、そこにいきなりプレジャーボートの係留場をつくるという、これを言いだすと、じゃあ私たちがほんとに考えたそういう地域の昔の雰囲気を取り戻すということの整合性はどうなるんだと。じゃあここでそういう議論をしているのは実は利益誘導じゃないかっていう風に、例えばさっき歌代さんが言われたように、三番瀬再生会議からつっこまれたらもう本当に何も反論もできなくなりますよね。やはりここでそういう三番瀬本来、こちらから期待しているように、それこそここにゾーニング書いてありますけども、豊かな海の保全、漁場修復、漁業の安定と継続、市民が親しめる海辺、アシ原・干潟・藻場の再生とこの中でマリーナっていうことがどこにも合わないのですよ。はっきり言うと、むしろない方がいいくらいだと思います。だからそれをいきなりここで言った時には、こういうことを議論してきたこの懇談会ってということ自体の、理性が問われるようなすごく大きな問題だと思います。

歌代委員

そう思います。

安達委員

はい。いいですか。

西村座長

はい、どうぞ。安達さん。

安達委員

定義をきちんとするか、あるいは目的をどう位置づけるのかについて、もう一度とらえてみた方がいいのかなと思います。さっき風呂田さんもおっしゃっていた様に、例えば船体にCBがついているから、すべてそれだけが漁業者の船なのかっていうと、必ずしもそうではないと思うんですね。今後のことを考えた時に、漁業といっても観光漁業の可能性を考えた時に、今のような例えば海苔漁船で観光漁業ができるかっていうと、現実問題難しいわけですね。それなりの船が必要になるでしょう。プレジャーボートの不法係留対策という、多分想像するのは今日みなさんおっしゃっていたような、まるで違法な人たちを呼び込むようなものを、今全国で問題になっているので、そういうものを想定しちゃうでしょうから、そういう意味では位置づけを明確にする、もう一度こう踏み込んだかたちでまとめるのがいいんじゃないかなと思います。ついでにいうと、多分今までもこの議論出ていると思うんですけども、この区域は実際問題、規模あるようではないですね。道の逆側も企業用地です。限られた資源だと思いますので、ここを有効に活用できるように考えたほうがいいんじゃないかなと思いました。

西村座長

はい、ありがとうございます。

及川委員

いいですか。

第21回まちづくり懇談会議事録

西村座長  
どうぞ。

及川委員

だから漁港としてはもちろんですけど、先ほど安達委員も言ったように、遊船の人たちが、結構行徳の場合なんか多いわけですね。だからいきなりプレジャーボート云々じゃなくて、遊具船の船は結構大きい船ですね。そういう船を主として、というよりしないと、もうしょうがないでしょ。このままやったって、それこそ安達さんじゃないけど、もう通らない話いくらしたってしょうがないから。やっぱり我々も行徳さんの遊船の人たちも、お客さんが来る時に車で当然来ますからね、漁港に駐車場があれば、そのほうが絶対いいわけですよ。そういう面で考えてもらって、それであまってから考える話でね。

西村座長  
どうですか。

農水産課（森川）

分かりました。今回、一応私のほうで位置とした中で、今言ったような基本方針みたいなかたちで私、説明させてもらったんですが、今後それをふまえた形で検討させていただきます。それでその中でまた報告等させていただきます。

西村座長  
分かりました。

川口委員  
1つ質問があります。

西村座長  
はい、どうぞ。川口さん。

川口委員  
森川さんにご質問しますけども、不法係留の所有者は分かっているんですか、それぞれ。

農水産課（森川）  
漁港区域内はある程度把握しております。

川口委員

不法係留にはですね、係留場所がないのにヨットを売るっていうメーカーの責任がすごく大きいんですね。それでどこの場合でもボートを置くところがないんですよ。江ノ島も最高の時には約1600倍位の係留権の抽選がありました。それで絶えず1200人位が待っているんですよ。そういう状況ですからあそこは不法係留がなくて、やっぱりいくと漁港の方に不法係留が出ちゃうんですね。なので、やっぱり持ち主を追求追尾してですね、なるべく引き取ってもらうなり、海の中のハーバーで処理するんじゃなくて、丘に台船で持っていっちゃった方が僕は手っ取り早いと思うんですね。以上です。

風呂田委員  
1つだけ。

西村座長  
はい、どうぞ。

風呂田委員

社会的に問題を引き起こす材料なんですけど、もしもこれ行政ということで市民サービスで格安に提供すると、確かに所有者はそうなっているけど使っている人たちがあって所有者が3人位かわって、かわってというか中間マージンとっているのがざらにあるんですよね。ですから、みなさん本当に欲しいんで、安くすればするほど変な利益がうまれて、そのために行政がサービスしているような。だから非常に、市民感情からみて、つまらない不信感をこういう懇談会の席でうむことになってしまうので、そういう本当の意味での、今現在こういうものがどういった社会的役割を果たしてい

## 第21回まちづくり懇談会議事録

るのか、どういう課題があるのかってということが、慎重に議論できないと、どういう風につくっていいの  
か、どういう風にまた管理していいの、あるいはどうサービスを提供していいのかという本質が、見えて  
こないと思いますので、唐突にこの問題を決定事項のようなかたちにするのは避けていただきたいと思  
います。

西村座長

いいですか、そういう方向で議論するというので。それでは、なかなか微妙な問題があるので慎重に、  
あまり単純にプレジャーボート全部を置くみたいな話にはしないいただきたいということでもあります。で  
は次にいっていいでしょうか。

事務局（山口）

それではご意見いただきありがとうございます。漁港の整備内容につきましては皆様のご意見を参考に  
また検討させていただきます。それでとりあえずですね、基本構想の漁港位置だけを、見直すというので  
ご了解いただけただけということでもよろしいでしょうか。

西村座長

それは前回もそういう議論だったです。それはよろしいでしょうか。今日の資料の2ページ目にある、こ  
ちらのほうにここをずらすということですね。これはいいですか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

事務局（山口）

ありがとうございます。それでは基本構想の見直しにつきましては、庁内的な手続を進めたいと思  
います。ありがとうございました。

西村座長

では次にいきましょう。2番目、人と水と緑のネットワークについて。お願いします。

### （2）人と水と緑のネットワークについて

事務局（山口）

はい。では議題の2番、人と水と緑のネットワークについて、ご説明いたします。3ページ、資料2をお  
開きください。表題として、行徳臨海部 人と水と緑のネットワーク構想（案）となっております。この周  
回マップにつきましては、基本構想の将来像の実現に向けた基本的な方針の中で、人と水と緑のネットワ  
ークをつくるという項目の具現化を図るため、約2年6ヶ月にわたり皆様からご意見を頂き、検討してまい  
りました。また臨海部の懸案事項のひとつでありました第一終末処理場の建設も、県が都市計画の変更手続を  
行うとともに、用地買収にも現在着手しております。また後段でご報告いたしますが、その終末処理場用地  
の中で、地域コミュニティゾーンというゾーンがございます、ここは市が整備することになっておりま  
す。この整備方針もある程度固まっております。今回ご用意させていただいた資料は、スポーツ・防災  
の拠点として、地域コミュニティゾーンを、ペーパーの右側の上の方になります。また第一終末処理場の上  
部利用として、仮称、東浜スポーツ広場と位置づけております。また同じくスポーツ・防災の拠点として、  
第二終末処理場の上部利用、図面の左側になります。これをスポーツ・防災の拠点として位置づけておりま  
す。また下側になりますが、スポーツの拠点として、塩浜体育館、運動広場、そして現在護岸工事が進めら  
れております塩浜護岸ですが、ここを三番瀬親水の拠点として位置づけ、各拠点を結んだネットワークにな  
っております。このように市と県の計画も含めると、臨海部のネットワークがほぼ網羅されたのではないかと  
考えております。

また参考資料としまして、次ページ、4ページをご覧ください。こちらは今、行徳支所で取り組んでいます  
（仮称）南行徳水辺の周回路計画という資料を参考としてつけております。これは今説明しましたネットワ  
ークの具現化を図るということで、一部ですが実施計画というかたちで今、検討を進めております。この内  
容につきましては、行徳近郊緑地を中心に、野鳥観察舎から丸浜川、猫実川通りを通り、三番瀬の護岸沿  
いから行徳駅前通りに出て、千鳥橋を渡って新浜通りから野鳥観察舎にいたる延長約7kmについて、安全に  
安心して歩ける遊歩道を整備するという計画になっております。これは、約3ヵ年かけて整備を進めたいと  
考えております。

また図面の左側のほうに、青い括弧で19年度事業、既設公園のリニューアルと書いてございますが、この  
公園を今現在リニューアル中で、スケートパークやバスケットボール等の競技ができるように改修をして  
おります。この公園につきましては、9月8日をオープンとして考えておりますので、もしお時間があれば、  
ご覧いただければと思います。

すみませんが3ページの方にもどっていただきますが、今回提示させていただいた資料を、皆様でご検討  
いただいた最終案としてご了承いただければ、成案にしたいと考えております。皆様のご意見をお願いいた  
します。

## 第21回まちづくり懇談会議事録

西村座長

はい。ありがとうございます。質問ですけど、4ページの参考の図、赤い点で示しているところは、今からなにかアクションがあるということですか。

事務局(山口)

はい。そうでございます。3カ年で取り組みたい路線として、この赤い点線のところとなっております。

西村座長

(1)から(7)かな。これをやって、ネットワークを広げていこうということですね。それが前のページの、人と水と緑のネットワークの一部にもなっていると。

事務局(山口)

そうです。リンクするような形になっております。

西村座長

ということのようです。この点に関してなにかご質問あれば、はい、歌代さん。

歌代委員

これも猫実川沿いでしょ、赤い点線が。これは今三番瀬の再生会議でもね、川の護岸を削って、アシ原をつくれというような意見もでてくるんだよね。そういうところもあるんだから、そういう点も考慮しながらやっていかないと。強行にやるならそれでいいですよ。市川としてはこういう風にやるんだよと。それならばいいんだけど、そういう意見もあるということを入れてやっているのかどうかということと、それから護岸の問題。ずっと点線だけでやっていますけど、実際に市川としてはね、どういう護岸が欲しいんだよというアピールが全然ないんだよね。今、捨石でもって、これから900メートル位やりますよね。それについての市川市としてはどういう護岸で、砂をどの辺まで入れたいんだというね、やっぱり強いアピールの仕方をこの会議でもって示してもらいたいなと思うんですよ。以上です。

西村座長

はい、どうぞ。

事務局(田草川)

まず遊歩道の方なのですが、猫実川の護岸の、川の方にいろいろ植物植えて云々という話は、それはそれであるかもしれない。護岸を削ってという話は、あまりにもちょっと、話としてはあるかもしれませんが、私たちが地元の、塩浜団地の方々と、今までも急にやったわけではなくて、何年も前から話をしていますので、そういう中では、今も歩道として使っているんですね。そこを不法に駐車されたりなんかしているので、きちんと片付けて、それで川沿いの遊歩道にしてほしいという要望があつてですね、それに応えていこうと。今も塩浜団地からずっと海まで歩いて行って、そこから橋を渡って浦安の駅の方に向かう方たちも、結構いっぱいいるんです。そういう人たちの実際使っている道でもありますので、それを安全で快適なものにしていこうということで、これは急に言い出したことではなくて、ずっと前から検討してきて、いよいよ実現するという段階になってきているという風に考えております。それと猫実川の中の整備云々の話はまた、それはそれで私たちも、それが川からいい景観が見えて、それならそれでもいいのかなと思っております。それは再生会議の方とも、私たちはこういう風にしたいということで提案して、それについて何か意見があればそれはそれで議論すればいいのかなというつもりであります。

それから護岸の方は、前にも色々なかたちで少しずつ言っているのですが、塩浜のまちづくりの計画の中でも、本来はここにあった景観は石積みではないはずなんだけれども、直立護岸よりもできるだけそういう自然のものの方がいいという風で、了解はしました。まずは安全対策という意味で石積み護岸でもやむをえないと。ただ、やはり本来の三番瀬の姿としては、干潟であるべきだということでもずっと主張しておりますので、その石積みのどこかからは干潟にしていきたいという風に、今までも言ってきましたし、塩浜のまちづくりの基本計画の中の断面図の中でもそういう絵を描いていますので、それをもう少し分かりにくいようでしたら、歌代委員の言うように、もっとインパクトのあるものにつくってきちんと皆さんのわかるような形で出していければと思います。以上です。

西村座長

猫実川の河川区域内は県の管理なんですね。

事務局(田草川)

そうですね。

## 第21回まちづくり懇談会議事録

西村座長

県のところは県でやってくれと、市のほうは市で、これは市道なわけですね。今やろうとしているのは。

事務局（田草川）

一部市道です。一部は河川管理用の護岸になっております。それについては市から県に要望をして、用途として整備してくださいという要望を昨年したんですね。それに対して県としてはできないけれども、市が使うのであれば協議に応じますという返事をいただいているところです。

西村座長

はい。川口さん。

川口委員

今の支所長のご意見と、歌代さんのご意見も含めた案なんですけど、前回の県の護岸検討委員会では、僕は友人から資料を頂いたのですが、パリエーションの図が16図、パースペクティブに書いてあるんですね。そういうのをだしています。ですから田草川さんが今言ったように市川市が干潟をつくるということ、これは再生会議とはかなり乖離しているんですね。僕自身はやっぱり干潟をつくるべきだと思っているんですが。ですからやっぱり市の主張が県と違うのであれば、やはり分かりやすく、もっと積極的に意見を出して、その上で議論すべきだと思うんですね。もう遠慮しているときじゃないような気がしますけど。

西村座長

今のは干潟の方ですよ。

川口委員

護岸の完成形の形です。

西村座長

三番瀬の方ですね、猫実川の方でなくて。はい。風呂田さん。

風呂田委員

今の意見とほとんど同じなんですけど、なぜ市でこれだけ議論して、自分達のまちづくりとして、干潟環境、海岸風景の再生をここにしてほしいという風に言っているにも関わらず、それが受け入れられないのか、受け入れられない根拠を聞きだしてほしいんですね。議論になっているのかもどうかよくわからないんですけど。内部の事は聞こえてこないというか、まあ調べてもないんですけど。だからこちらは色々検討した上で、海岸として昔の風景を含む、本来の地形にしたいんだと。それを拠点にして、まちづくりを考えていこうということを、明確に主張しているつもりなんですけど、それに対して、じゃあそれが進まない理由がなくてはいけないわけで、なぜなのでしょうかと問いかけはもう少しはっきりしてくださいと。あるいはどういう段取りで将来やろうとするのか、今のあれですと本当に護岸だけで、あれだけこった護岸をつくると、お金もかかるし、それにまた埋めるといのは、傍からみれば税金の無駄遣いではないかと。一部できているところもありますけど、決して親水性があるとも思えないし。それから私たちが考えているような本来の風景ではとてもないわけで、そこはこういう風景にすることを、あるいはこういう生物を取り戻すことを、地域づくりに考えているということに対して、なぜだめなのかという明確な回答を要請していいんじゃないかなと思いますけど。

事務局（田草川）

私も再生会議の委員、それから護岸検討委員会の委員として出ていますので、今言ったとおり、漁業者も、地元の住民も、地元の企業の方も、それから行政もかつての三番瀬のできるだけそれに近いものに再生してほしいと考えて言っているのですよと。それがどうしてできないのですかということには県に言っています。この前も岩だらけはおかしいでしょと、石ばっかりの絵を十何いくつも出されてですね、私たちが言っているのは、干潟の絵が全然ないのはおかしいと。それで今直してもらっているんですけども、それは言っていますけれども、それに対して、いや干潟もやりますと、ただ少しずつやって様子を見ながら、とは言っているんですけども。やらないとは言っていないんですね。ただちょっと大胆にはできないとか、財政的に厳しいとか、まあ色々な話がでてきたんですけども、これからも私たちの方は、きちんと主張をしていくようにいたします。またそれがどうしてできないかについても聞いていきたいと思います。

西村座長

ここではずっと漁場関係の修復とか、海の再生とかいう言葉で言っているわけなんですよ。そういう基

## 第21回まちづくり懇談会議事録

本構想の中にそういう言葉が書いてあるわけで、それは常に、市川ではちゃんとこれだけの色々な立場の人が集まって、こういう形で合意してるんだということを常に色々なところで言っていたらいいと思いますね。

及川委員

いいですか。

西村座長

はい、どうぞ。及川委員。

及川委員

この近郊緑地のブロック塀、こんな話だいが前の話ですよ。やっと手がついたって感じで。それはどんどん進めていただいて。私が一番心配しているのは、塩浜地区の環境学習エリアって所ありますよね。それは市川市の土地なわけですよ。だからもっと市川市が主体性を出して、主張した方がいいと思うんですよ。ああいう風に図面ができて、それが既成事実みたいな形で話になっているから。

事務局（田草川）

それは違いますので。県の再生計画の絵は私たちの絵とは違いますと、ちゃんと言ってあります。市議会でも私たちは納得していませんと。ただ前々から、こういう話が出る前から、市川市としては、あの部分は環境庁の時代からですね。三番瀬が再生されるのであれば、あそこに環境学習の施設として用意するので、国にも国策としてそれなりの施設をつくってほしいと。県にもきちんと開削水路をやるというのであれば整備してほしいという風に言って用意をしていますよと。ただそこを、陸を削って海にするとかっていうことについては、全く私たちは納得しているものじゃありませんよと。これは市民の財産ですから、そんなことを言われても私たちがいいということではなくて、きちんと市の考えはその都度言うようにしております。それにまた気をつけて言いますけども。

西村座長

はい、どうぞ。

及川委員

学習エリアに関しては、やっぱりはっきりした形で先に言わないことには、あの手前までは護岸がやっといったわけでしょ。あそこがどうするかっていうのでかなり問題になると思うんですよ。だから市川市として、それこそこういうプランができていますよと、そこまで言ったほうがいいんじゃないかと思うんですよ。

事務局（田草川）

絵も見せていますし、塩浜のまちづくりの基本計画も説明もしていますし、ある程度は市が違うことを考えているっていうのは理解していただいていると思うんですね。ただ、今後お互いに国や県のお金も使ってますね、市もできるだけ市の理想に近いものにするようにはしていきたいと思っております。

西村座長

他になにか。はい、安達さん。

安達委員

歌代さんには申し訳ないのですが、私たちは、早々に県の円卓会議から引き上げてしまったので、最近まだそういう議論をしているのかっていうのが正直なところです（笑）。苦労してる皆さんには申し訳ないんですけども。多分、これが今度改定されてくるわけなんですけれども、その中で、どれだったかよく覚えていないんですけども、断面図や実際に砂を盛っている絵があったと思うんですね。

事務局（山口）

塩浜の基本構想のものですか。

安達委員

それでしたっけ。それと、砂を実際に盛ったような絵もありますよね。本（「三番瀬の再生に向けて - 地元市川市の挑戦 - 」発行市川市）の中に収録されている絵ですかね。ですから例えばああいうものを1つの構想を具現化するたたき台だっということ、例えばこの後ろに参考資料みたいなかたちでくっつけて、是

#### 第21回まちづくり懇談会議事録

非島の再生会議とかでも配っていただきたいと思います。もう地元の議論はここまでできているんだっていうのを、多分繰り返し言っていないと駄目だと思うんですね。この市川市の構想がまとまったのは、もう5年前の話なんですよ。こっち側も飽きずに同じものだとしても繰り返し示すという姿勢が必要なんじゃないかなと思いますので、そういう会議の場では是非、また発言とか資料を提供していただければというふうに思います。

西村座長

はい、ありがとうございます。他になにか。  
はい。そうするともう一回もどります。3ページの資料2にあるようなネットワークそのものについては特に反対のご意見なかったのですが。

風呂田委員

塩浜駅から行徳近郊緑地に太い矢印があるんですが、ここを渡す構造物というのはどういう風に、前は上からかぶせて歩道的にしようと、そういうことも含んで、こういうネットがくまれているわけですか。

事務局（東條）

はい。一応、湾岸道路の上部を横断するというような形で今のところ考えております。ただ、まだ本当に具体の検討はされておられません。主に今進めているのは、駅より南側のほうで検討をしております。後ほど報告いたします。

西村座長

他になにか。  
それでは基本的にはこのネットワーク構想をこういう形で認めていただくということでもいいですか。もうこれはだいぶ議論してきてこのゾーン何度もご覧になっていると思いますけれども。なにか。はい。

東委員

なんかそこまでの話になっちゃうとちょっと、湾岸道路と近郊緑地の間の道というのはどういう風になっているのかなというのが、この緑の矢印が。その前に遅れて来てどうも申し訳ございません。あの緑の矢印の位置がどういうところを考えてらっしゃるのか、というのが確認しておきたいところなんですけれども。

事務局（東條）

湾岸道路沿いの北側に、緑の線がひいてあるんですけれども、これは今現在、近郊緑地側では防音壁と言っているんですけれども、そういうものがあって、コンクリートのブロック塀ですから、中がなかなか見えないのもあるし、市川市にありながらこれがなかなか利用できていないというような状況がありますので、そういう改善も含めて、なんらかの形で人がちょっと近づけるとか、ふれあえるような空間をつくっていったらいいんじゃないかということで今考えております。

東委員

ブロック塀を具体的にどうにか親しみやすいものにしようということ。それから人が実際に歩くというのは、中側を想定しているのか、それとも外側を想定しているのかということですけども。

事務局（東條）

今の段階では、国道の歩道がございますので、それをうまく活用していきたいと考えております。

西村座長

はい、どうぞ。川口さん。

川口委員

この会議は初めての参加で、傍聴は何度かしてたんですが、ちょっととんちんかんな質問になるかもしれませんが。この漁港というのは、及川さん、開かれた漁港なんですか。森川さんにも質問です。閉鎖的な漁港ですか。閉鎖って意味はですね、一般市民が、遊びに来た人が入れる漁港か。それとも完全に漁業者だけの漁港なのか。それによって親水性がですね、かなりエリアが広がってくると思うんですけども。

及川委員

現在の漁港は、狭いですから、漁民が主として使う漁港であって、一般の方には開放していません。

## 第21回まちづくり懇談会議事録

川口委員

それでよろしいですか。

農水産課（森川）

では私のほうから漁港に関して。今、及川委員からあったように、漁港そのものは漁業者の利用の利便性等もふまえたものが漁港ということで、漁船以外が漁港を利用するということは想定していません。

西村座長

はい、どうぞ。

川口委員

私が言っているのは、漁港はもちろん、皆さん漁業者の人が専用で使うんですけど、どこの漁港も一般の人が入れるんですね。ほとんど。それで僕は様々なところに外国も含めて行くんですけど、地元の漁師さんと帰ってきた漁と、荷揚げやなんかで忙しい時は別ですけど、気楽に話ができるんですよ。だからそれによってこの三番瀬の利用というか漁業者への、漁業への理解も深まるし、それから、やっぱり遊びに行くときも満潮の時なんか漁港で遊んだりもできるんですね。獲ったものを直接売ってもらったりもできる。それで産直という言葉が最近よく使われますけども、そういうことも含めて開放的な漁港でしょうかという風に質問したんですけど。

農水産課（森川）

申し訳ございません。漁港につきまして、今、船は私ちょっと話したんですが、漁港そのものは、今想定しているのは一般市民も当然開放した中で、将来的な漁港の整備にあたっては直売とかも含めて、市民が利用しやすく、親しみやすくというようなことを考えて整備していこうということで考えてます。

及川委員

川口さんが言ったのは先の話？ 今の話？

西村座長

先の話。計画の話です。

及川委員

先の話。先の話は課長が言ったとおりです。

西村座長

よろしいでしょうか。他になにか。  
それではこの資料2はお認めいただいたということでよろしいでしょうか。

事務局（山口）

どうもありがとうございます。このネットワーク構想につきましては、所定の手続を進め、議会にも報告をして、市民の皆様公表したいと考えております。また懇談会の成果としまして、ホームページとか広報等でPRをさせていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

### （3）報告

西村座長

はい。それでは次、報告事項にいきましょう。1番、行徳臨海部の課題に係る最近の状況について。資料3から6、お願いします。

事務局（東條）

はい。それではページ5の資料3をお願いいたします。主な経過はこのとおりなものですから、改めてこれに沿って説明しませんので、主なものについて説明いたします。

まず千葉県再生計画なのですけれども、平成18年12月20日に、再生計画の基本計画というものが策定されました。これは正式に策定されました。その後2月19日に、今度は基本計画に基づく事業計画が策定されております。それから3月30日には、19年度に行う塩浜護岸の改修事業ですとか、干潟的環境形成の検討調査の試験のための調査など、実施計画が取りまとめられております。43事業について具体的に取り組むことになっております。これが千葉県の主な動きでございます。

#### 第21回まちづくり懇談会議事録

市のほうでは、不法残土問題について少し動きがございましたのでお知らせいたします。この問題については、残土を搬入した事業者が、残土の所有権を主張しておりまして、また残土が悪質な第三者に売却されるような問題がありまして、問題が複雑になるという恐れがありまして、これを封じるために、平成14年12月に市と地権者で残土の差し押さえを行ってまいりました。以来3年間位、公売の手続の延期を裁判所からお願いしていたわけなんですけれども、これ以上、公売手続を遅らすことはできないというような裁判所からの指示がございまして、これに対して関係する地権者、あるいは県、市で色々と協議を重ねてきた中で、市を含む地権者で早期解決に向けて、地権者全員で残土を取得しようということでも話がまとまりました。裁判所のほうと色々協議した中で、最終的には本年3月8日に、市川市と地権者19名で特別売却という手法で、残土が地権者のものになりました。今後残土は、県が処理場の敷地内で盛土材として活用していくということになっておりますので、今処理場のほうでは用地買収を進めておりますので、まとまった土地ができてくれば、そこに残土を移し変えていくということで、長年の課題であった残土問題が大きく前進したというようなことでございます。

あともう一つ、地権者のものになりましたので、この残土を適切に管理する必要があるということで、4月26日に地権者間で「たい積残土の管理に関する協定書」というものを結びまして、千葉県が盛土材として活用する前まで、不足の事故に備えまして、柵を設けたり看板を設けたりだとかして、併せて災害保険にも加入しまして安全対策を図っているというような状況でございます。それから塩浜のほうでも動きがありましたが、これは後ほどまた説明いたします。

それから6ページ、資料4、今後の予定でございますが、三番瀬の再生会議については、県が実施する再生事業に対して、意見を述べたりとか評価することができるとなっておりますので、今後の再生事業の取り組み状況とか、次年度以降の実施計画について今後県が報告して、それに対して意見を再生会議で出していくというようなことになると思います。三番瀬に関する市の事業に対しても、先ほども言いましたように、市川漁港の問題とか塩浜のまちづくりについても色々県のほうで報告することがあると思っております。市の事業については、市の中でも必要な手続をやってまとめておりますので、市が主体となって進める事業なものですから、この取り組みについても尊重してもらって、慎重に対応していただきたいなど、そんな風に考えてございます。市のほうからもこのことは十分再生会議の中で言っていきたいと思っております。

それから護岸検討委員会で、今年度の部分が決定しているわけなんですけども、やはり勾配が急だということもございまして、護岸の安全とか環境とか市民の利用などの観点からよりよい構造とかバリエーションについて今検討しております。それで市民アンケートを行いまして、近々アンケートの中で色々な護岸のバリエーションを示して、意見を伺って、次年度以降の護岸の工事の参考にしたいというようなことで、今そういうことを進めております。

それから資料5、7ページ、平成19年度における塩浜護岸の取り組みについて説明いたします。塩浜2丁目の護岸の改修事業については、平成18年度に延長約100メートルの区間を実施しております。1丁目と2丁目の境の100メートルの区間です。図面の左側の方の平面図の中で100メートルと記載されております。19年度については、引き続き港区を二つに分けて、延長350メートルの改修工事を実施しております。完成形までの仕上げではなく、当面の安全対策を図る目的で、図面の右側のほうにあります、着色してあります捨石という部分ですね。この部分だけ先行して整備するという考えでございます。仕上げのほうは護岸検討委員会で色々検討して、バリエーションを決定して今後やっていくということになっております。いずれにしてもこの2丁目の区間については、平成22年度までという風に見込んでおりますので、近々、形やなんかも決定していくということになるかと考えております。それでは資料6については担当からご説明いたします。

#### 事務局（高野）

行徳臨海対策課の高野です。よろしくお願ひします。座って説明させていただきます。塩浜のまちづくり、塩浜の市有地有効活用事業についてご報告させていただきます。

まず塩浜のまちづくりについてですが、ページ8の資料6-1をご覧ください。この第1期先行地区（約12?）につきましては、平成17年8月に策定しました「塩浜地区まちづくり基本計画」において、塩浜地区のまちづくりの進め方として、権利者の意向を踏まえ、官民協働のもと段階的に進めるということとなっております。その第1期の地区でございます。この地区の地権者ですが、市川市と、あと図の中にある民有地A、B、C、Dの民間企業4社であります。この民間地権者4社とまちづくりを進めるにあたりまして、去年、勉強会を7回程開催し、まちづくりのための事業手法や基盤整備などについて検討してまいりました。その後、地権者とまちづくりの実現のための協議・検討を重ねてまいりましたが、より具体的な検討を図るため新たな地権者組織「市川塩浜地区第1期まちづくり推進協議会」を今年の6月1日に設立し、土地区画整理事業による基盤整備を図り、まちづくり事業の推進を図ることになりました。

今後につきましては、この先行地区の土地区画整理事業を実施するため、地権者間での基本協定の締結に向けて、協議・検討を行ってまいります。また、この地区のまちづくりについては、民間の活力やノウハウを活用したいと考えておまして、地権者組織と協働で都市計画、事業計画などを検討しながら、併せて民間事業者から、三番瀬を望むまちづくりの構想や賑わいがあり魅力のある建物などについて、提案募集を行っていきたいと思っております。順調に進めば、平成21年度に基盤施設整備等に着手したいと考えております。

次に、塩浜市有地有効活用事業について説明させていただきます。資料を1枚めくっていただきまして、資料6-2をご覧ください。市川塩浜駅周辺の市有地の有効活用につきましては、去年12月に開催しました「第20回行徳臨海部まちづくり懇談会」での議題として、委員の皆様からご意見をいただきまして、今年度、この事業を実施することになりました。事業概要といたしましては、市川塩浜駅南側の市有地A、Bについて、駅利用者の利便性の向上を図るために、商業施設等の整備と、暫定利用している自転車駐輪場の再整備及び自転車歩行者道の整備を条件に、民間事業者の募集を行ない、土地を貸し付けることで有効活用を

第21回まちづくり懇談会議事録

図るということで考えております。現在の進捗状況といたしましては、事業者を募集するための募集要項を作成しているところであります。

今後のスケジュールといたしましてはここに書いてあるとおり、平成19年の9月に事業者を募集し、平成19年12月から2月にかけて、提案内容の審査を行い、事業予定者を決定し、平成20年3月ごろに基本協定の締結、平成20年度には土地賃貸借契約を締結し、施設の建設を行います。平成20年度末までには施設をオープンする予定で考えております。この事業者募集についての経過につきましては、次回の懇談会で、またご報告させていただきます。

簡単ではありますが、以上でございます。

西村座長

はい。いかがでしょうか。なにか質問は、はい、川口さん。

川口委員

市にお尋ねします。駅前広場の2000平方メートルはどなたの所有地なんですか。

事務局（東條）

これは市川市の所有でございます。

川口委員

じゃあ市の所有として見ていいわけですね。もうひとつ簡単に。9ページのですね、今高野さんのご説明の中に事業者募集、その後に提案審査とありますが、これは審査はどこでやってどなたが審査するんですか。

事務局（東條）

まだ具体的な要項等は決定していないのですけれども、市の内部の者と一部学識の方をお願いしたいなと思っております。

西村座長

よろしいですか。はい、どうぞ。丹藤さん。

丹藤委員

資料5について質問なんですけれども、海側の石を積み上げて新しい護岸をつくる断面についてなんですが、これ単一断面がずっと護岸全部つながるということで、やっぱり変わってないんだなというのをまた見ながら残念に思っています。この会では私何度も単一断面やめましょうということ、提案というかお願いを繰り返していますが、やっぱり県は聞いてくれないということなんじゃないかな。

事務局（東條）

まずは直立護岸の安全を図るために、捨石だけ先行していきましょうということで今事業を進めています。それで、丹藤委員のおっしゃる色々な断面があってもいいんじゃないかというようなことで、先ほどちょっと言いましたけれども、市民アンケートのために色々な護岸のバリエーションを今、県のほうで盛んに検討しています。近々それがまとまって、どういう断面を皆さんが望んでいるのかというようなことを、アンケートで調査するということになるかと思えます。

風呂田委員

アンケートをとるのは県ですか。

事務局（東條）

はい。県です。

風呂田委員

市川市側といいますか、こちら側で議論しているのは護岸ではなくて、本来の干潟地形が欲しいということ。県がアンケートをとろうというのは、護岸で最終的にこの状態をとめてしまう。そのためのアンケートでしょうか。そうすると、市川市にとっては、もう少しオプションでちゃんと、やはり自然形状に近いような干潟地形の場合とどう比較するのかということもアンケートに含んでいただかないと、結局アンケートをとって市民の意見を踏まえてこの護岸に、要するに護岸しか選択肢がないアンケートというのは意味があるとは思えないんですけども。

事務局（東條）

おっしゃるとおりだと思います。ただ県のほうでは、あくまでも護岸の安全性を先行していきたいということで、例えば、護岸についても今、1対3の勾配で結構急で危険であると、干潮帯の部分は滑りやすくなっているということで、この部分のところだけでも少し改善するために自然石、乱積みとかそういうものを考えたりとか、階段形状にしたかどうかというようなこともやっております。それから一部、市民が親しめるというようなところでは浅場をつくって、まあ干潟の小さい規模なんですよけれども、浅場を考えたみたり、あとは磯場みたいな、図面もできておりました。そういう色々な絵を見せて、最終的にはございませんけれども、護岸をつくる際にどのような構造にしたらいのか、ということを中心にアンケートをとろうとしています。最終としては市のほうはあくまでも干潟化を望んでおりますので、それに向けては引き続き主張していきたいと、そんな風に考えています。

西村座長

他になにか。はい、安達さん。

安達委員

資料6のほうの話なんですけど、2点あるので時間もないので手短にお話します。まず1つ目が9ページ目の資料6-2のところ、前回の懇談会だったと思うんですが、あるいは前々回なのちょっと記憶は定かじゃないんですけども、こういうご説明があったときに、整備の条件として私が申し上げたのは、三番瀬を活かしたまちづくりという全体の構想とうまくリンクさせるように是非していただきたいということでした。ここの整備条件に挙げられているものの中に、海を活かしたまちづくり的な項目が入っておりませんが、これが要項の場合どういう表現になるのかわかりませんが、是非とも全体の海を活かしたまちづくりにうまくリンクするようなかたちで、なにかしら、むしろ事業者の方から提案していただく位のつもりの内容にしてもいいんじゃないかなと思います。理由としてはやはり、ここの部分確か10年借用でしたっけ。10年となりますとやはりそれなりの期間でありますので、その間にここの部分のまちがどうなるのか、まちというか細長い線なんですけども、ここがどうなるか。やはり見た目とか景観という意味でも随分違ってくるかと思っておりますので、そこをまず是非考えていただきたいというのが1点ですね。

もう1点が8ページ。こういう風に先行して進めていくというのは、非常にいいかと思うんですけども、三番瀬を活かしたまちづくりがどういう風にありうるのかを考えると、国道の357とか人の往来、あるいは車の往来が激しい部分をどういう風に、いい意味で活かしていくかという視点や政策も大切だと思うんですね。

これは今までも部分的に色々な場で話はしてきていますし、現在私たち、センターの方で、具体的な構想を取りまとめている最中なんですけれども、道の駅をここに、例えばここの中ではなくてむしろ北側とかですね、設置するようなかたちで、正に地元のを、具体的に売れる場所であるとか、そういう様なものも考えていっていいんじゃないかなと思います。ここの近くの道の駅は八千代市が一番近いかなと思うんですが、まあ私の実家が千葉市なのでよく知っているのですが、千葉市からもかなり頻繁に行くようになるくらい、結構農産物とかが安く新鮮なものが手に入ることによって好評らしいんです。例えばここにそういうようなもの、道の駅、あと私たちがよく言う海の駅ですね。そういうようなものがあるといいと思います。しかもここにはJRの（市川）塩浜駅があるわけですから、こういう3つの駅がもしできて、活用していけば、これはひとつは国の支援も受けやすいんじゃないかなとも思いますし、また地元はどう還元していくか。公共事業というかたちで、なにかしら進めると言うときには、地元でどういう風に還元していくかという意味でもそういう拠点をつくるべきだと思いますので、これは直接8ページのこの部分にという話ではありませんけれども、全体の構想の中では是非ご検討いただければなという風に思います。以上です。

西村座長

なにかありますか。今の8ページ、9ページのあたりは、塩浜のまちづくり推進協議会関連で、富田さんはなにかご発言ないですか。

富田委員

さっきの安達さんじゃないけど、変わってないなっていうのが実感で。護岸が今一番進んでいるところなんですよね。これは私も主張した中で、とりあえず今の護岸を守ってくれということだけを主張して、それから護岸のほうも始まったんで、もうしばらくできないんですけども。また31日になにかあるみたいですけどね。いずれにしても護岸工事が始まったということだけで、私はまず安心している段階なんです。

それと埋めるというおかしんですけど、干潟をつくるという問題、私は、300メートル位埋めるという干潟をつくるというか、そういうことを言っているわけなんですけども。これは多分想像しか分らないんだけれども、この先に第二湾岸っていうのは必ずできるわけなんだよね。これはどうもタブーみたくって誰も言わないんで、なんとも歯がゆいんだけど、これ、今多分沖合いの干潟をつくらうがなというふうにちょっと、工事の仕方によっては、自然に干潟もできるんだと思うんですね。だからとりあえず護岸をつくったということだけで、私は今のところ仕様がなにかないかなという感じでとってます。

西村座長

## 第21回まちづくり懇談会議事録

今の第二湾岸って話どうなっているんですか。市の人もわからないんですか。

事務局（田草川）

ほとんど今は保留ですね。今は具体的な案は議論されておりませんので、将来に残してというような形になってしまっていますね。やらないとは言っていない、口では知事もやると言っています。市川市も本気でこれは具体的に考えていませんけども、一応渋滞解消のためには必要だと言っているんですね。ただ絵は全然議論はされておりません。

西村座長

首都機能移転みたいなものですね。国会で決議しているけれどもどうなるかわからないという。他にににか。いいですか。次にいきましょう。次は地域コミュニティゾーンについてです。お願いします。

事務局（東條）

10ページの資料7をご覧ください。これについては地域コミュニティゾーンの件でございます。千葉県が第一終末処理場として30.3ha整備していくわけなのですが、これに隣接して、図面の右上の部分ですけれども、3.3haを、地域コミュニティゾーンと位置づけまして、市が、行徳地域に不足している公共施設の整備を行うものでございます。

この土地利用については、昨年度末に当初予定しておりました、小学校の建設計画が取りやめることになりまして、今年度になりまして早々に関係部署とその見直しを行ってきたところでございます。検討にあたりましては、当地域については行徳臨海部基本構想が定めておりますので、この中で位置づけております人と水と緑のネットワークとか、地域コミュニティの場、防災機能の確保とか、色々な機能を位置づけておりますので、このことを基本に考えてきました。また隣接するところには江戸川という自然の大変重要な部分もありますし、終末処理場の方では、図面の真ん中上くらいで、水と緑の拠点ゾーンというような施設、それから処理場の上部利用で計画されております、処理場施設ゾーンというように四角で囲ってある部分なので、すけれども、これは建物の上屋をスポーツ施設として使う、要望等を出せば使えるというようなこともございまして、これらとの連携を図った地域コミュニティゾーンの施設利用を考えて調整してまいりました。

その結果、配置については、江戸川のほうから、防災機能を備えて、江戸川の水辺などとの特性を活かした公園をつくっていきましようということで公園ゾーン。それからその隣には処理場の上部利用と一体となつてスポーツ施設ゾーンということで体育館。それから残ったところについては、特別養護老人ホームとか障害者施設、保育園となる福祉ゾーン。ということで概ねの配置、規模の計画案がまとまりました。規模については、それぞれ、公園が0.8ha、体育館が1.2ha、それから福祉施設が1.0ha。北側に少し道路用地を確保しなくてはいけないことになりまして、道路として0.3haということでございます。

今後、処理場で計画されています水と緑の拠点ゾーンとか、これが約3.8haでございます。それから上部利用については、約7haがスポーツ施設などとして使えるということなものですから、これらと一体的な利用ができるよう調整していきたいという風に考えております。

こういうゾーンのこういう考え方に至ったということで、至った理由と言いますか、行徳地域の全体的なまちづくりの考え方ということで、11ページの参考資料1、12ページの参考資料2をあげてござい

ます。まず参考資料1は「行徳地域 防災拠点・ネットワーク構想（案）」ということでございます。行徳地域における防災対策や、災害に強い、安全、安心なまちづくりを進める上で、中心となります行徳支所、これを本部機能の充実を図るとのこと、図面に示したように、内陸部や水際の防災拠点をつくり、それから主要な避難路等の整備を行って、相互の連携を図っていくという風に考えてございます。防災拠点としては、臨海部の福栄と石垣場、二つの終末処理場なのでございますが、これを拠点。それから市川公共埠頭を活用した防災拠点、という風に考えてございます。それから旧江戸川を活用して、緊急船着場機能を備えた水陸を備う防災拠点として広尾防災公園とか常夜灯周辺の広場。それから河原の国交省の河川防災拠点などの整備を考えてございます。その防災拠点を結ぶネットワークとしては、都市計画道路や河川敷の管理用道路などを避難路とか緊急用連絡道路として位置づけまして、機能確保を図っていききたい、そんな風に考えてございます。そういうことでございますので、地域コミュニティゾーンについては、防災拠点に必要な機能を、性能を確保して、災害時でも機能するよう耐震性を備えた施設整備を進めていきたいという風に考えています。

それから参考資料2をご覧ください。こちらについては行徳地域のスポーツ・健康拠点ネットワークの構想でございます。市民の健康意識やスポーツニーズが高まっている中で、市民が身近にスポーツに親しみ、心身ともに健康な生活が送れるよう、スポーツ施設の充実を図っていききたいという風に市の方でも考えてございます。それからスポーツ・健康拠点として図面の通り2箇所設定したいと考えております。1つ目は、江戸川第二終末処理場の上部の福栄スポーツ広場と塩浜市民体育館、この2施設を中心とした拠点と、もう1つは江戸川第一終末処理場の上部利用としてスポーツ施設と、コミュニティゾーンに計画している体育館の室内のスポーツとか研修施設、それから江戸川を隔てて清掃工場の湯熱利用したプールとか温浴ジムなど、大きく3施設を中心とした拠点を整備していくと考えてございます。また行徳地域には既にスポーツができる公園や、整備中の公園もございまして、二つの大きな拠点やスポーツ活用公園、あと整備済みのふれあい周回路、あるいは江戸川とか旧江戸川の臨海部のうるおいのある水辺空間を結ぶネットワークとして、河川敷や既存の歩道など活用したウォーキング、ジョギング、サイクリングロード。そんなのを位置づけまして整備していききたいと考えております。そういうことからコミュニティゾーンについてはスポーツ・健康拠点としてもつべき機能を計画してございまして公園とか体育館、それから処理場上部、この辺が一体とできるような工夫をしていききたい。それから当然江戸川の水辺空間といったものを、うまく演出していききたいというこ

## 第21回まちづくり懇談会議事録

とで計画してございます。いずれにしても今後、コミュニティゾーンについては、詳細な検討をしていきまして、その途中途中で、この懇談会の中で報告していきたいと考えております。以上です。

西村座長

はい。ありがとうございます。何かご質問は。はい、富田さん。

富田委員

この10ページの土地なんですけれども、私、この辺工場がすごくあるものだから結構歩いたんですけれどもね、前もちょっと言ったんですけれども、10ページの左ふちの黄色い部分の地権者土地活用ゾーンというところがありますけれども、ここを通過している道というのは見れば分かるようにクランクなんですよね。ここは事故が結構多い場所なんです。これを、今何もたっていない、残土がある場所ですから、真っ直ぐって言ったらかおしいですけど、この曲がった部分をもう少しゆるやかに真っ直ぐにできんもんかいなと。そこまで考えたらどうかかと。

それともう一つは湾岸道路に出る手前の水門というか、防潮堤の、多分しまらない防潮堤があるんですね。矢倉建てのがあるんです。これ前も提案したんですけども、この水を、道をですね、南行のところの高くなっている道路ありますよね。防潮堤のかわりに道路上げたって場所。あんなかたちでできないものかなと。というのは今、このゴルフ練習場も閉まっているし、それから片側の地権者土地活用ゾーンってのは結構高い。2m高い場所ですね。自動的に上げてあればそう無理なく、多分防潮堤が、門がなくても水よけには使えると思うんですよ。そういうことをこの際、こういう計画があるんであればやったらどうかかというのが一つ。

それからもう一つは塩浜に行く行徳のところ、11ページのものを見ればあれなんですけれども、この行徳地区ってのは今、駅が地下鉄で3つですか。で、JRが1つということ。どうみてもこの塩浜ってのは、いつもそうなんですけれども、離れ小島になっちゃってるんですね。これ今人間が住んでないからこういう書き方でもいいんでしょうけども、将来的にこれどうなるのか分かりませんが、もうちょっと通路ですか、今湾岸道路も高架が二つなってますよね。もうすぐ全部開通すると思うんですけども。そうすると湾岸道路が相当、今側道の部分ですね、三車線になってる、歩道の部分のとなり、結構あそこまでへらなくとも、もしかしたらあと5m、10mくらいですね、例えばの話ですけども歩道を広くしてもいいのなと。両脇ですけどね。これをなんとか緑地をつくった中で、妙典のほうからもうまく来て、今の高架の下のところの湾岸道路の車道部分をもっと狭くして、自転車とか人間がもっと歩けるようにすれば、この塩浜がもうちょっとどこからでも来れるというようなことが出来るのかなと。湾岸道路も実際、緑地のところ、野鳥の公園があるところ、ここまでは相当、歩道部分が余裕ができるわけなんです。高架になって使わなくなってますから。そういう部分で歩道をもっと広くしてやれば、全体的に駅4つがうまく、例えば自転車でスーッと回れるよとか、苦労なく楽しく回れるよというようなことになるんだろうと思うんですよ。そういうことをひとつ考えて欲しいなと思うんですけども。以上です。

事務局(東條)

最後のほうのネットワークについては、十分考えていきたいと思えます。

それから前段の地権者活用ゾーンの部分なんですけれども、基本的にはこのゾーンについては、現在の地権者がそのままの状態を活用していきたいということで、処理場の区域からは除外されているというところ。ただ、処理場ゾーン30.3haを用地交渉していく中で、その中の地権者が土地活用ゾーンに土地を求めたいとかそういう話があって、なおかつ現在黄色で塗った中で、土地を代替地として提供してもいいよという方がいれば、双方でうまく話し合っ、この中にそういうような土地活用をしていくのであれば、県のほうで少し整備していくというような話なんですけれども、今のところ県の用地交渉の中では中々そこまでまとまっているような話は聞いていませんので、場合によってはこのままの状態になってしまうのかなと、今ちょっと心配しています。なんとかうまくこの土地活用ゾーンも第二の行徳富士にならないように、要求していきたいという風に思っています。

それから防潮堤のお話。海岸保全区域ですね。塩浜にあるように太鼓状の道路にして、水を防いだらいいんじゃないかということなんですけども、これもちょっと即答できませんので、検討事項とさせていただきます。

西村座長

風呂田先生。

風呂田委員

一番大きな所は下水処理場の周辺で、10ページの資料7のあたりなんです。この周辺、行徳地区で緑と水のネットワークで聞くとかなり大きな地域になって、単純に考えれば大きな3つの拠点というのが、行徳野鳥観察舎周辺、それから計画されている三番瀬の目の前の教育エリア、それからここという、その3つのネットワーク、それぞれ多少機能が違いますが、魅力あるものにしていかないといけない。そうすると水と緑のこの10ページの中の水・緑の拠点ゾーン、それからその右側の江戸川放水路に面している公園、この用地をどういう風なかたちの拠点づくりをするのか、という基本構想が多分必要じゃないかな。

前から懇談会でも議論があったのは、まちの中に水辺的なそういうものをひっぱったらどうかと。つまり海のおいがるようなまちづくりという。とするとこの江戸川放水路の状況、風景、それから干潟を使った自然とのふれあいですね。それとその公園機能。それから水・緑の拠点ゾーン。この中でどういう風な構造

第21回まちづくり懇談会議事録

にするのかというのはかなり具体的なイメージが欲しいなと。はっきり言えば、少し水も塩分を含むように。それからせっかく終末処理場があるから、どうせ真水が出てくるだろうから、その真水がだんだん海に入っていくその中間的な移り変わり、一つの例が、葛西の臨海水族園の脇にある、あそこに池があるんですけど、あれは水族館から出た淡水池のほうの水をそのまま流して、そういう状況になっている。ああいうものを狙うのか、もう少し都市型の芝生的なものを狙うのか。そのあたりのところはもうちょっと議論がほしいかなと。私個人的にはどちらかということ水辺空間として、それから健康の施設でも、ここでは色々、体育館とか、あと他のところで野球場とか割と大人向けのもが書いてあるんですけど、実際に本当に健康になって欲しいのは子供であって、子供たちがこういうところで健康に過ごせる、あるいは健康のために役に立つような施設は何なのかという、せっかく拠点づくりとして、3つの大きな拠点の中の1つに入ってますので、もうちょっと具体的な議論をさせていただければなと思います。

事務局（東條）

ありがとうございます。是非ともお願いしたいと思います。ただ水辺の関係については水と緑の拠点ゾーンという、処理場の区域の中にあるんですけども、これが調整池、雨水の調整池の機能をもつ池をどうしてもつくるということなので、こちらのほうで少しそういう機能は確保できるのかなと。ただ塩混じりの水辺の拠点というのはなかなか、この中では難しいかなという風に考えております。

それと、今公園で計画している0.8ha分については、江戸川のスーパー堤防の関係がございまして、現在の積みの高さ位かさ上げしないと、一体的な利用ができないと。30分の1の勾配で市街地のほうにおいていくような公園を考えるのか、あるいはフラット型の平らな公園の整備をしていくのかは、今後検討していくわけなんですけれども、今のところはフラット型で計画しております。案をつくっています。

西村座長

ということは、公園のところが一番高くて、それから全体を盛土してちょっと低くするということですか。

事務局（東條）

公園のところが一番高くて、体育館のところがそこから約3mくらい段差がつくという風です。体育館と福祉施設はほぼ同じ高さ、それから水と緑の拠点ゾーンの基準レベルは同じくらいですね。ただ池をつくれますので、池の部分は大分下がりますということです。

西村座長

そしてそれがその周りとは？周りからまた上がってるんですよ。

事務局（東條）

処理場施設ゾーンの基盤高は相当上がります。10メートルくらいあります。

西村座長

それよりは低い？

事務局（東條）

それよりは低いですね。

西村座長

処理場が一番高くなるわけですね。

事務局（東條）

そうですね。

西村座長

スーパー堤防よりも？

事務局（東條）

スーパー堤防よりも高くなります。

西村座長

それでは歌代さん。それから川口さん。そのあと丹藤さん。

## 第21回まちづくり懇談会議事録

歌代委員

ネットワーク構想の中で、駅前から三番瀬に走る道とか、それから今井橋通りですね。こういう道について、来年から自転車の罰則が強化されますよね。ですから、そういう面で自転車道と歩道の分離、これは是非やってもらいたいと思います。以上です。

西村座長

11ページの図ですね。はい。それでは川口さん。

川口委員

2つ質問があります。1つめは資料2の3ページの、公共埠頭が塩浜1丁目の裏側に出てますが、これ防災ですけど普段はどういう風に使われるんですか。それが1点と、今度は資料7の処理場施設ゾーンが、今の座長の質問でプラス10メートルくらいになるといったので、ちょっと使い方は難しいだろうと思うんですけども、上部、上屋の利用が7haと先ほど説明にありましたね。30.3haの中の7haと4分の1くらいなんですけど、これはもっと上屋の利用というのはできないんですか。これ今の公園だとか体育館、福祉施設で3.3haで、何も無いところだから相当広い様に見えますが、トータルで見るとたいした広さじゃないんで、せっかく新しく出来るのであれば、この10メートルの上屋もグリーンゾーンにできる。もっとふたかけをして、これは今技術的には可能なもので、ただ10メートル上がったからそのレベル差をどのように使うかは議論の余地があると思うんですけど、7haになってるのはどういう理由なんですか。その2つをお尋ねしたいと思います。

歌代委員

ちょっと関連で。

西村座長

はい。じゃあもう1つ質問していただいて。

歌代委員

今の関連で、第二処理場あるでしょ。あれの上部、あれと第一、今度つくるところの。ちょっと比較をしてみれば分かるんじゃないかなと。多分皆さん、第二処理場見てると思うからね。

西村座長

はい。じゃあ答えてください。

事務局（東條）

はい。まず、3ページの公共埠頭の件なんですけれども、現在は載積で、こうやってるわけなんですけども、せっかく公共側の埠頭がありますので、緊急時にはここからも、緊急物資の搬入、受け入れができるようなことを考えたらいいんじゃないかということで、ひとつ海側の防災拠点として、位置づけて今後やっていきたいなと。今のところはまだ、緊急時にはそういう機能をもった施設を整備していきたいなと考えています。

それから10ページの上屋利用についてなんですけれども、処理場施設ゾーンということで、最終沈殿地、それから生物反応槽、最初沈殿地。この辺が全部で7haありまして、これはコンクリートで覆われた、屋上での利用ができる施設になるんです。これが合わせて7haございます。第二終末処理場のほうは、やはり同じような施設があるわけなんですけども、ここよりちょっと大きかったと思います。そこでは、運動施設とピオトープみたいなものを、つくってございます。全体で7haよりはちょっと多い、10ha前後だったと思います。以上です。

西村座長

他のところは建物が建つということですか。ですから上部利用はできないということですね。

事務局（東條）

そうですね。

西村座長

はい。それでは丹藤さん。

## 第21回まちづくり懇談会議事録

丹藤委員

私、一番ここに近いところに住んでいるので、よく通っているんです。今のこのピンクの道路。川に近いところにザリガニ釣りができる水溜りがあって、子供がすごく集まっている。今は鉄条網とかで囲まれて、コンクリートのパネルで囲まれて、そこに行くまでの道は本当に殺風景なところで、どぶ川の脇を歩いているんですけど。

これは希望なんですけど、水と緑の拠点ゾーン、福祉施設、体育館、公園と書いてあるこのエリア全体は、こんなかたちじゃなく、今のスーパー堤防の話がありましたから、ゆるやかな丘の上をなんとなく歩いていたら、川に着いちゃった。その中間、中間に地中に半分埋まったような体育館があるとか、ちょっと夢のあるかたちの、ファンシーなっていう意味じゃないんですけど、よくデザインされた、よく練られた福祉施設なり公園遊具なりっていうものが点在していて、でもそれは壁とかなんとかで遮られてなくて、全体として、処理場の上部利用の部分も一体となって、東條さんが一体とした開発って何度もおっしゃいましたけど、その一体とした景観と利用ができるように是非お願いしたいなっていうのがお願いです。

西村座長

デザインコンペでもやってもらいたいですよ。丹藤さんその時は審査員になっていただきたいですね。それでは東さん。

東委員

私もここは毎月観察会で通っているところですけども、風呂田さんのさっきの話にもあったんですけども、とにかくこの公園、体育館、福祉施設と書いてある用地というのは非常に、なんて言うんだろう、一番奥まったところで、治安っていうのかな。あまりいい様な感じのところではないんですね。それからもうひとつ。バスの経路とかバス停っていうのを考えてみると、この真ん中になんとかハイツって書いてある団地みたいに、横に長い建物がありますけど、その2本左の道がバスの道で、塩焼4丁目というバス停があって、そこからずっと左へバスが走っていく。妙典から来ている、行徳駅まで行くバスですね。そういうアクセスを考えれば、福祉施設とか体育館っていうのはもっと左のほうにつくるほうがずっと人の利用ということを考えれば、利用しやすいんじゃないかと思えますね。この水と緑の拠点ゾーンというのは、これは3年か4年前に、これ見せてもらった時に、風呂田さんも私も同じことを話したと思いますが、江戸川放水路に近いほうが生物の利用とか活用ということを考えれば、ずっとおもしろいものができるような。つくりかたにもよりますけれどもね。公園というのはスーパー堤防をかねるといってお話でしたから、どうするのかっていうのはちょっと考えなきゃならないんですけども、少なくともこの2つの建物はもっと西側にあったほうが使いいいようにずっと思いますが。

西村座長

どうですか。

事務局（東條）

はい。配置については、福祉施設、体育館、公園は市が買収してやるわけなのです。それからその他の30.3haには県の下水道施設ということで、もう計画が固まっています、これを変えることはちょっと難しい。都市計画決定して、事業も進めておりますので、これは難しいです。

西村座長

そうか。関連で？はい、どうぞ。

安達委員

すみません。ちょっと先で。先ほど福祉施設が保育園と、あとなんておっしゃいましたっけ？

事務局（東條）

特別養護老人ホームですね。福祉施設、障害者施設。

安達委員

わかりました。これを前提でということなんで。確か妙典の、東西線の河川敷の南側のところに保育園があるかと思うんですが、実際あのあたりよく歩いていると、子供たちが干潟のほうに連れてったりとか、そういうのを見られると思うんですね。おそらくこの施設も、これは園児もそうですし、老人の方もそうだと思うんですが、いずれにせよここになった以上は、おそらくこういう河川敷に行くってこと自体が面白い話でしょうし、そこは大事にしていったほうがその地域の自然に親しむって意味でもいいんじゃないかなって思うんですね。往々にしてこういう風に施設が分かると、これは担当課に分かれてくんですかね。どうしてもその中のエリアだけでどういう風な施設整備をすとかって話になりがちだと思うんですが、実際そこを利用する人たちがどういう風にそこを利用するのか。むしろ河川というか、実質ここは江戸川放

第21回まちづくり懇談会議事録

水路ですので、海環境ですけども。この海のほうにどう近づいていけるのか。むしろここでこう3つに今は南北で切っていますけども、いかに東西を近づけるかっていうことも是非考えていただければと思います。

西村座長

要望ですね。はい、熊川さん。

熊川委員

第一終末処理場の30.3haありますけども、今現在の用地買収の進捗状況、これちょっと分かりましたらお願いします。

事務局（東條）

第一終末処理場については30.3haのうち、処理施設ゾーンの一部、図面でいうと左側の方なんです。真ん中より上、左側の方、約10haについて、先行して買収を進めていこうということになっております。10haのうち、3.5haを18年度末で買収しております。今年度も約25億円の予算をもって同規模位の用地買収を進めようとしております。

西村座長

いいですか、それで。はい、じゃあ川口さん。

川口委員

2つ質問します。資料7のコミュニティゾーンの3.3haの下と左側にオレンジの道路状のものがありますが、これは車道ですか。

事務局（東條）

車道です。車道と歩道を区別してない道路で、幅員では9メートル程度を予定しています。それから、ついでにいいますと、ピンクの部分については、最低でも12mを確保していくと。

川口委員

この道は必要なんですか。

事務局（東條）

これについては、県のほうではゾーン間道路と言っておりまして、今現在、真ん中に通路があるわけなんです。この敷地内で使っている通路がございまして、その機能確保ということで、処理場区域全体を取り巻く道路を整備していくという予定です。

川口委員

僕はこのゾーンに、下の道はなんかいらぬような気がするんですね。ただ法的にどうなのかわかりませんが、僕は先ほど丹藤さんのご意見にあったように、この全体を、なだらかな川に近づくような、自然に歩けるようにして、その中に福祉施設や体育館がすっぽりきれいに納まるというのは、とてもいい意見だと思って聞いておりました。

それで2つ目の質問ですが、スーパー堤防構想というのはもう国交省はやめたんじゃないんでしょうか。それにこだわる理由はなんですか。

事務局（東條）

スーパー堤防構想をやめたとは、なっておりません。あります。

川口委員

変えたと聞いているんですが。

事務局（東條）

そんなことはないです。実施されております。

西村座長

全部はやらないということですね。やれるところだけやるということですね。

事務局（東條）

そういうことですね。ですからこの区域では市のほうで考えている公園のゾーンと、当然処理場のほうの計画の中で、スーパー堤防の考え方を取り入れていくということです。

西村座長

よろしいですか。はい、及川さん。

及川委員

3つお伺いします。1つは妙典の処理場。これは県の仕事だから市川市に聞いても仕様がなければ仕様がいないんだけど、排水は何次処理までして放出するのか。それでなくても今工事やっている下新宿のこの、旧江戸川の排水溝から両方排出するって話だから、ちょっとでもこれからつくるのであれば、なるべく三次処理までやってもらって、なるべくきれいな水を排出してもらいたいと。

それからページ12のジョギング・ウォーキングルートってのがありますね。福栄と欠真間のところに。これは私見たら昔の道なんですよ。福栄2丁目のところの道は、駅前公園から青葉少年スポーツ広場までは、道広いんですよ。その先はそんなに広くないですよ。なんで、ここでわざわざ曲げたのか、ちょっとひっかかったんで。それから欠真間のほうもやっぱり東西線の下から南は広いです。これなんか、わざわざ無理に曲げてるように感じたんだけど。

それともう1つは、ちょっと話離れちゃうんだけど、塩浜1丁目の護岸工事は、前の時に県に肩代わりしてもらおうとか、してもらわないとかでちょっとありましたよね。塩浜1丁目。その3つお願いします。

西村座長

はい。お願いします。

事務局（東條）

処理水ですね。江戸川第一の方は三次処理までやるという風に聞いております。

西村座長

排水はどっちに流すんですか。旧江戸川ですか。

事務局（東條）

旧江戸川です。それからジョギングのところなのですけども、まず青葉少年スポーツ広場の周辺ものについては、これはもう整備済みなのです。既存の水路の上を赤くしましたよね。丹藤さんの提案で。周回路です。一応完成しているということになっております。私が担当しました。

西村座長

3丁目。塩浜1丁目、護岸工事。

事務局（東條）

1丁目については、漁港の位置が決まらないのも少しネックになっておりましたので、そういうことを市の方で決めましたので、残りの漁港区域から外れる部分、約600mあるんですけども、この部分については今後、県にはたらしかけて、是が非でも県の責任でやってくださいと、いう風をお願いしていきます。

及川委員

こっちはどっちの責任でもいいんだけど、早くやってもらわなきゃ仕様がいないから。

事務局（東條）

そのことも十分に承知しております。

西村座長

はい。ほかに何か。はい、丹藤さん。

丹藤委員

#### 第21回まちづくり懇談会議事録

望みなんですけど、京葉線に乗って東京から来ると、葛西臨海公園、ディズニーランド、新浦安ってすごくウキウキするような景色が広がっていて、市川塩浜の手前でいきなり灰色の世界が広がる。逆に船橋の方から湾岸道路で走ってくると、いきなり行徳富士のところから、なんていうかやっぱり工場街の、倉庫街の寂しい風景が広がって、私昔、壁があるころのベルリンに行ったことがあるんですけど、西から東に入った途端に灰色っていう、そういう雰囲気非常に行徳っていうのはする場所で、悲しく思っているんですけど。このコミュニティゾーンの新しいものができた時には、行徳に入った途端に素敵なものが目に入ったっていう風になるように望みます。

事務局（東條）  
がんばります。

西村座長  
地権者土地活用ゾーンでもそういう景観上の配慮を強く。

事務局（東條）  
そうなんです。活用ゾーンがなかなか市のほうで手がつけられないような状態なものですから、グレーにしないように、なんとか県にうまくやってもらいたいなど。

西村座長  
はい。他に何か。よろしいですか。それでは次に行きましょう。その他ですが、次回開催日の前に、風呂田先生のほうからお知らせがあると。

#### （４）その他

事務局（山口）  
はい。そうです。風呂田先生から皆さまにお知らせしたいことがあるとの事ですのでよろしくお願ひします。

風呂田委員

すみません。9月9日に、さっきから話題になっている行徳の野鳥保護区の中の生物観察会を行います。というのはここは、今度土手も含めて工事をしなきゃいけないんで、それに向かって少し環境修復も考えよう。これは再生会議の流れでもあるんですけど、実際的にあそこにはかなり面白い環境があって、三番瀬の再生に対してのひとつのモデルケースにもなるだろうと。そういうところの生物の調査を、実はこういう本を市川市といっしょにつくって、この中にモデル事業として、いろんな生物調査をして、そのデータをためていこうと。それを長期的なモニタリングのデータに活用しようというプログラムが走ってます。現実には多摩川河口ですとか、盤洲干潟とか、三番瀬ですと、あっちの船橋の海浜公園と、各地でそれぞれの団体が加入して、始めております。それをいっしょにやって、ここの状況をみんなで理解しながらデータを残してこうという観察会を計画しました。

これは市川市が主催ということで、窓口としては今、市川市の環境清掃部がやってるんですけど、市川市の事業ですので、是非このメンバーの皆さんにも参加していただいて、実際ああいう空間があったときにどうということが魅力として自分たちを感じられるのかということを経験していただいて、またそこにいかに面白い生物がいるかということも是非、知っていただきたくて、一般の方が参加するよりもむしろこのメンバーの方に参加を呼びかけたいと思います。

このデータの取り方なんかにつきまして開発したのが、実は市川市の支援で、5年位前からずっと三番瀬、それからこの保護区の調査活動をして、その最初から安達さんのところの団体にもお世話になって、いろいろとシステムを開発してきました。今回もまた安達さんにお世話になって、現場の支援もしていただきますので、この委員会とも非常に関係が深いということで、ぜひご参加いただきたいと思います。それから東さんのところの、友の会のほうは、いつも支援いただいておりますので、今回もいっしょにやらせていただければと思いますから是非よろしくお願ひします。ということで、始まりました是非応募してください。

それからこういう本の紹介も。これは後でそちらのほうから。事務局からいいですか。じゃあ私のほうから。もうひとつ報告書があるんですけども、これ5年間ほど市川市といっしょに仕事をしてきて、NPOと、安達さんのところとやってきて、その成果を、もう少し東京湾全体の干潟、あるいは場合によっては日本の干潟に拡大して理解してもらおうということで、開発をしました。一般の書店でも売っているようにしています。まだ市川市に在庫はあるんじゃないですかね、多分。たくさん。もしあればこのメンバーの方には是非、もう一冊の方の、このもとになっている報告書があるんですけども、東京湾北部市川周辺干潟浅場海域生物調査報告書という、こういう冊子と共につくりましたので。一度ご覧いただければと思います。以上です。ありがとうございました。

西村座長  
9月9日のこれは、有料なんですか？

## 第21回まちづくり懇談会議事録

風呂田委員

いや、タダですよ。

西村座長

どこかに申し込むことになるのでしょうか。

風呂田委員

環境清掃部のほうに申し込むことになります。一括してもしこちらの事務局のほうに窓口になっていただければ、そのまま局内で動かしていただければと思うんですけども。

事務局（山口）

次回の開催日についてなんですけども、本年度は年3回開催を予定しております。次回の開催につきましては、風呂田先生に便乗するわけではないんですが、懇談会として、近郊緑地、御猟場、あと県が進めている塩浜護岸などの状況など現地視察会を企画したいと考えております。日程等はまた改めて調整させていただきますが、寒くなる前の9月か10月ごろを、いい日を選んで是非、企画させていただきたいと思います。皆さんよろしいでしょうか。たまには明るい時にもやってみたいと思いますので。是非ご協力よろしく願いいたします。また三回目は年明けの2月ごろを予定しておりますので、よろしく願いいたします。皆さんお忙しいと思いますが、ご協力のほどよろしくお願い致します。

本日は長時間どうもありがとうございました。

<閉会>